令和６年度（2024 年度）第４回

北海道こども施策審議会次世代成育支援部会

議　事　録

日時 ： 令和７年（2025 年）１月 14 日（火）13 時 15 分開会

場所 ： 北海道立道民活動センター　かでる２・７　110 会議室

１　開会

●事務局（坂本課長補佐）

　ただ今から、令和６年度第４回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会を開催いたします。

　私、子ども家庭支援課の坂本と申します。よろしくお願いいたします。

　まず、配付資料の確認をさせていただきます。
　お手元の次第のとおり、資料１－１から５－６までを配付しています。資料の不足等ございましたら、お知らせいただくようお願いいたします。

●一同

　（不足なし）

●事務局（坂本課長補佐）

　それでは、開会にあたりまして、子育て支援担当局長の堤より、ご挨拶を申し上げます。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

　保健福祉部子ども政策局子育て支援担当局長の堤でございます。

　本年もどうぞよろしくお願いいたします。

　第４回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

　委員の皆様には、ご多忙のところ、本日の会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

　本日の部会では、今年度の部会で継続して審議を行ってきた「（仮称）北海道こども基本条例」及び「（仮称）北海道こども計画」、特に計画につきましてはこれまで３回お集まりいただいて集中的にご審議いただきまして、また、今西先生にもご協力いただいてヤングケアラーの方々からのアンケートなどを行うなどして、これまで作成してきたところでございますが、パブリックコメントの結果と合わせまして、これら条例案と、計画の原案のたたき台をご確認いただくほか、こどもの権利の周知・擁護や、北海道青少年健全育成条例の見直しについてご報告させていただきます。

　委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（坂本課長補佐）

続きまして、本日ご出席いただいた委員の皆様をご紹介させていただきます。

部会の会長であります北海学園大学法学部教授の内山委員です。

一般社団法人北海道公認心理師協会会長の河合委員におかれましては、到着が遅れております。

札幌弁護士会（原総合法律事務所）弁護士の原委員です。

株式会社北海道新聞社企画室 CSR 担当の津村委員です。

日本医療大学総合福祉学部准教授の今西委員です。今西委員におかれましては、所用により 14:30 頃に退席される予定です。

北海道 PTA 連合会副会長の谷渕委員です。

北海道高等学校長協会総合部会長の吉村委員です。本日は Zoom でのご参加となります。

一般社団法人北海道こども会育成連合会事務局長の木村委員です。

一般社団法人北海道商工会議所連合会業務推進部担当部長の小野委員です。

株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社企画総務部担当部長の赤羽委員です。本日は Zoom でのご参加となります。

ただいまの時点で、９名のご出席をいただいております。
このほか、本日、公益財団法人北海道青少年育成協会理事の山田委員、北海道市長会事務局次長の田畑委員、北海道町村会政務部長の熊谷委員が、ご都合により欠席となっております。
本日は、委員 13 名のうち９名の出席となり、委員の２分の１以上の出席をいただいておりますことから、本部会は成立していることを、ご報告いたします。
事務局及びオブザーバーにつきましては、出席者名簿をご覧ください。

次に、本日の会議でございますが、会場の都合により、およそ 90 分から２時間程度を予定しております。
また、本部会は議事録を作成し公表いたします。議事録の作成につきましては、部会終了後、事務局におきまして発言記録を取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で公表いたします。よろしくお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては内山部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

●内山部会長

よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

２　審議事項

（１）（仮称）北海道こども基本条例原案（たたき台）について

●内山部会長

まずは、審議事項（１）（仮称）北海道こども基本条例原案（たたき台）について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（久保課長補佐）

子ども政策局子ども政策企画課の久保と申します。よろしくお願いいたします。
私の方からは、「（仮称）北海道こども基本条例」について、ご説明させていただきます。

まず資料の１－１をご覧ください。
こちらにつきましては、「（仮称）北海道こども基本条例」素案についての意見募集結果をとりまとめたものとなっております。

昨年の 11 月 26 日から 12 月 25 日までの１ヶ月間において、意見募集：パブリックコメントを実施いたしました。
実施した結果、110 名、うち、こども 34 名、大人 76 名からのご意見をいただき、また、団体からは、117 団体からご意見をいただきまして、延べ 371 件のご意見が寄せられたところでございます。

ご意見につきましては、資料１－１の中段にありますとおり、区分Ａ～Ｅに基づき、道の考え方について整理しています。Ａにつきましては、意見を受けて案を修正したもの、Ｂにつきましては、案と意見の趣旨が同様と考えられるもの、Ｃについては、案を修正していないが今後の施策の進め方等の参考とするもの、Ｄにつきましては、案に取り入れなかったもの、Ｅにつきましては、案の内容についての質問等となっております。全部で 371 件ございまして、主なものについて、ご説明させていただきたいと思います。
まず、資料１－１の３ページの一番下の欄、判定区分Ａのものをご覧ください。「『監護』という語は子どもを育むという視点から『養育』と変更するのが望ましい」と、また、素案の中で「生活の場を与えて」という記載がありましたが、その部分についても「子どもを見下すような印象がある」として、「変更することが望ましい」との意見でございます。こちらの意見につきましては、類似する意見が、他にも３件程度ありました。道の考え方といたしましては、右側のとおり、「監護」につきましては、児童福祉法を根拠として記載しておりますことから、素案は変更せず、このまま使わせていただきたいとしているところです。また、「生活の場」につきましては、ご意見等を踏まえて、条例案に反映して参りたいとしており、資料変わりますが１－４の２ページ目の中段、旧（素案）の（４）イの部分で

すね、こちらの方を、左側、新案の中では削除しているところでございます。
　戻っていただいて資料１－１の２ページ目になりますが、真ん中のあたり、「条例の目的として子どもの権利保障、権利の擁護を明確に示すべきだと考えます。」、「こどもの権利を保証する社会の実現を目指す上でも、道の責務を明確にすべきではないか」という意見をいただいておりまして、こちらにつきましては、区分Ｂとして整理しており、「本条例は、こども基本法のもと、道が取り組むこども施策の方向性を規定しており、本条例に基づき、道はもとより、全ての関係者とともにこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。」と、このように回答したいと考えているところでございます。
　その他、今回の条例のパブリックコメントの中で、特に多かった意見がございます。資料１－１の 23 ページをご覧ください。条例の中の、こどもの権利の周知・擁護に関わる部分ですが、1 番上の欄の「早急に第三者機関を設置するべき」という意見ですが、同じような意見がこの他に 32 件ございました。また、次の欄になりますが、「子どもにカードを配布するなどして、小学校低学年から高校生まで幅広く相談できる機関を設置すべき」という意見につきましても、類似する意見が他に 23 件あったところでございます。一番多く意見をいただいたところが、次の欄になりますが、「一刻も早く相談機関を設置すべき」、「都道府県では、秋田県、長野県、山梨県に救済機関が設置されていると聞きました」、「子どもの権利救済にあたることが重要であると考えます」という意見。こちらの意見については、この他 58 件の意見をいただいたところでございます。これらの対応ですが、相談救済機関や第三者機関につきましては、国において、全国の自治体を対象とした調査を現在実施しているところでございまして、道としましてはその結果や調査を踏まえた国の方針などのほか、他都府県における権利擁護の取組や活動実態、既存の相談救済機関との役割分担等について、情報収集した上で、広域な本道における権利擁護のあり方を審議会などの場で議論してまいりたいというところでございます。後ほど報告事項で、今後の審議会での対応等について、再度ご説明させていただきたいと思います。

　条例につきましては、以上のとおりパブリックコメントをいただいた部分で修正した他に、前回の素案にはなかった部分といたしまして、資料の１－４の新旧対照表 10 ページから 11 ページにかけて、条例の制定に伴う附則として規定している部分がございます。10 ページにつきましては、主に、現在設置しております「北海道こども施策審議会条例」について、新しい「こども基本条例」に移すということで、この部分において、みなし規定等について記載しております。また、11 ページの最後の検討の部分になりますが、「こども基本条例」につきましては、「施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と付け加えているところでございます。この部分につきましても、先ほどの資料１－１のパブリックコメントの中で、東京都では３年で見直す等の規定があるのでそれについても検討してくださいといった旨の意見があり、検討をしているところでございます。

　条例につきましては、このようにパブリックコメントや部会からのご意見等を踏まえ修正しております。条例についての説明は以上となります。

～　河合委員到着：以下、出席 10 名での進行　～

●内山部会長

　ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見・ご質問はございますでしょうか。

●小野委員

　資料を拝見させていただく中で、最初のところが一番大事なのではないかなと拝見しておりました。東京都は、東京都が責務を明確に示しているという中で、北海道は、道が責任を明確に示さないというのは果たしてどうなのかなというように思っておりますし、他のところでも、報告会で話をしているのでそこで、という書き方を若干見受けられるのですけれども、どうしてもいれないという考え方の書き方にはなっていないと思うのですけれども、これだけを見ると、東京都で生まれたこどもは東京都で責任を持って育ててくれますと、いろいろやってくれますと、北海道に生まれたこどもはそうではありませんと、そういう風にも読み取れるので、そこは明確にしていただきたいなというように思っておりますがいかがでしょうか。

●事務局（久保課長補佐）

　ご意見ありがとうございます。都の条例につきましては、各項目の主語が「都」になっていると承知しているところでございますが、道につきましては、法制担当部署とも相談をした中で、道の責務等については条例の中でも謳っているところでございまして、各項目に「道は」と、全てに、つけることはしないという扱いとしているところでございます。今後、条例に基づく取組については、道についても当然、責任を持って実施していくこととしております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●小野委員

　他のところでもそうなのですけれども、こういう審議会や何かで協力や何かという書き方にはなっていて、責任を分散させるともとれない書き方となっているところが散見されておりまして、そこは、例えば私は経済団体を代表して来ているのですから、そこの責任もということであれば、先週の週末にこれだけのものが送られてきて、経済団体の中でこれについて責任を負いますというところを完全に了承して会議に出られるわけではありませんので、そこはすみませんけれど、明確にしていただきたいと思っておりますし、そうでなければ、私どもとして、全面的に賛成は致しかねるところでございます。

●事務局（久保課長補佐）

　条例自体が、社会全体でこどもたちを支えていくという理念のもとで策定しております。道につきましても、道の責務として記載しているほか、各施策の中でも、

道の役割等についても記載しておりますが、各関連団体の皆様にも、条例の趣旨をご理解いただいて、連携して、協力して各種取組を進めていきたいという思いから、条例の方を策定しておりますので、そこの部分についてはご理解いただきたく思います。

●内山部会長

他にはどうでしょうか。では、お願いします。

●河合委員

質問になるのですけどもよろしいですか。

新旧対照表７ページの第 16 条のところ、文言修正の部分なのですが、「こどもの適切な遊び及び生活の場その他のこどもが地域において…」とございます。「遊び」が入ったのはとても良いと思うのですけれども、これは遊びの場、及び生活の場という意味合いでございましょうか。それとも、生活の場の中に遊びの場もある、という考え方もできるのかなという風に思うのです。生活時間の中で遊んだり勉強したりなんとかかんとかという風に考えましたときに、ここがちょっと読みにくいなと思いました。あえて遊びの場を明確にということであれば、「こどもの適切な遊びの場及び生活の場その他のこどもが地域において…」というような方がわかりやすいかなとも思いましたけれどもという、質問／意見みたいなところでございます。

●事務局（久保課長補佐）

ご意見ありがとうございます。第 16 条につきましては、こどもの居場所づくりについて規定している条項になります。こちらの項はご意見いただいたとおり、こどもの適切な遊びの場も含めて、特に記載しているところでございます。ここの記載の内容につきましては、これも国の方で示されております、こどもの居場所づくりの指針なども踏まえ、ここの文言を整理させていただいておりまして、ここの部分につきましても、原案どおりとさせていただきたいと思っております。

●内山部会長

「適切な」が「遊び」と「生活」の両方にかかりますので、この形にしておいた方が法律のワーディングとしてはいいのかなという感じがしますけれども、確かに日本語的に読みづらいなと、そのとおりだと思うのですけれども、そういうのが満載なのが法律なので、ご理解いただければということですね。

いかがでしょうか、他のご意見は。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

かなりの量ですし、後でまた全体をまとめてご意見を伺う機会もありますので、その際にご意見があれば、また伺えればと思いますということで、先に進めさせていただきます。

それでは審議事項（２）（仮称）北海道こども計画原案（たたき台）について事務局から説明をお願いいたします。

（２）（仮称）北海道こども計画原案（たたき台）について

●事務局（久保課長補佐）

引き続き、私の方からご説明させていただきます。

資料２－１「（仮称）北海道こども計画（素案）についての意見募集結果」に基づきましてご説明させていただきます。

計画につきましても、条例同様に、昨年 11 月 26 日から 12 月 25 日までを期間といたしまして、パブリックコメント、意見募集を行ったところでございます。計画につきましては大人３人のこども２人、計５人の方々からご意見をいただいたほか、５団体からご意見をいただきまして、延べ 33 件の意見をいただいたということでございます。
計画につきましても、資料の中段にございます、区分Ａ～Ｅ、それぞれに基づいて、ご意見に対する道の考え方を整理してございます。

まず、資料２－１の２ページ目をご覧ください。一番上にあります「いじめや不登校、非行と被害防止などの困難を有するこどもへの対応や成長を阻害する環境の整備も重要であるが、取組の趣旨・本旨である学びや体験などを通してこども・若者の成長と自立を支えることは、課題が解消されれば取組の必要性がなくなるのではなく、継続して取り組まなければならない課題です。」との意見につきましては、「ご意見の趣旨を踏まえまして、『２（２）課題』の記載内容を修正いたしました。」としております。こちらにつきましても、資料２－４の 11 ページ中ほど「（２）課題」のところ、真ん中に旧素案の文章が記載してあり、左側に、今回の原案の新しい、修文した後の文がございます。「未来の担い手である青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として、互いの多様性を認め合い自立できる環境をつくるため、家庭、学校、地域社会

等の相互の連携の下に取り組んでいくことが重要です。」ということで修正をしております。

次に資料２－１に戻っていただきまして、同じく２ページ目の下にあります「（１）①『子どもの権利に関する学習機会の確保』」について、「道が先導して研修の機会を設けることを望みます。」という意見がございます。本計画については、こども基本法に基づく都道府県こども計画として策定を進めているところでございます。都道府県の計画については、こども大綱を勘案して策定することとされており、「本計画ではこども大綱を勘案し、『①　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等』、『②こどもや若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映』として、こどもの権利の普及啓発やこどもの権利に関する学習機会の確保、こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進に取り組むこととしています。」と記載しています。

次に、資料２－１の６ページ、区分Ａで修正等々をしたところでございます。ご意見につきましては、素案の 91 ページ「基本的な方針と具体的な取り組み」の中になっておりまして、（３）⑩の２つめのタイトルを「児童館、子ども会、子ども食堂等各活動の促進と修正」し、同項の２～３行目については「具体的な取り組みを明示していただきたい。」というご意見になっております。本計画については、こども大綱を勘案して策定しており、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こども・若者の多様なニーズ等を踏まえながら推進することとしておりまして、計画本文におきましても、児童館に限定した取組内容ではないことから、タイトルが限定的な表現となっておりましたので、ご意見の趣旨を踏まえて記載内容を修正しております。ここにつきましては、新旧対照表の 32 ページの一番下の〇の部分にございます。旧、素案の方では「児童館活動の促進」と、児童館に限定された記載になっておりまして、左側の新、原案のたたき台のほうについては「児童館活動等の促進」としております。こちらにつきましても、先ほどの道の考え方でご説明いたしましたが、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」の中で、児童館や児童員など、児童福祉施設はもちろん、公民館、図書館など様々な施設が記載されておりますことから、「児童館等」の「等」という字で、各施設の方を含めた表現とさせていただいたところでございます。

また、お子さんからのご意見の中で、今、「（仮称）北海道こども計画」としておりますが、「北海道こども計画」という計画の名前が分かりやすくていいと思います、という意見もございましたことから、現在「（仮称）」としております計画につきましては、「（仮称）」を削除した形で、「北海道こども計画」として、策定を進めていきたいと思っているところでございます。

この他、大冊になっている資料２－３の計画でございますが、この内容の中身につきまして、ここの冊子では載せきれていない部分、市町村ごとの見込み量の一覧や、関連する各条例や法案の規定などですね、現在 161 ページ目になっておりますが、ここに加えられて、実際にはもうちょっとボリュームのある計画となる予定でございます。

計画につきましても、現在ご意見を踏まえながら作成しておりまして、先ほど条例の方でも計画の方でもご説明させていただきました、資料でいうと１－１、２－

１のパブリックコメントの結果につきましては、現在、関係部署とも、道の考え方の記載内容等について、協議を進めているところでございまして、最終的には２月開催の北海道議会で報告させていただく予定となっているところです。

計画につきましても、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

●内山部会長

それではただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

●河合委員

申し訳ありません、ちょっと読み込めていない部分で教えていただきたいのですけれども、新旧対照表 30 ページ、計画の基本目標の２つ目の段落で、基本目標値の設定をしてくださっておりますところ、下線が引かれているところを見ますと、最初の方は「70%」と書かれております。これはＲ５に対して 70%にということなのでしょうかと思いながら、次の２つ目の下線部分も「70%」と書いてあって、３つ目のところが何もないのでございます。これはどう読んだらよいのかを教えていただければというところでございます。上の方の「70%」２つがなければ、この３つの割合についての増加を図りで読めると思うのですけれども、ちょっとこの辺、よくわからないのでご質問させていただければと思いました。

●事務局（久保課長補佐）

はい、ご意見ありがとうございます。ここの「計画の基本目標」の部分につきましては、「70%」と記載しております部分は、具体的な数値として目標としている部分でございます。また、最後の出生率の部分につきましては、目標としまして、全国平均まで道の出生率を引き上げる、としております。Ｒ５年度の実績でいいますと、全国で 1.12、道が 1.06 となっていますが、これを、Ｒ５年度でいうと全国の 1.12 まで引き上げる、というのが目標でございますが、計画期間の最終年であります５年後、令和 12 年の、全国平均と道の平均が同じくなるように、取組を進めてまいりたいということで、ここについては具体的な数字が入っていないという状況になっております。

●河合委員

私のお尋ねの仕方が不明確だったと思います。「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」の後に、目標値が設定されてございません。ここは意図してされていないのであれば、何か続き具合がという風に思うところでございます。

設定されているのであれば、それがもしかしたら「70%」なのかもしれないとか思いながら読んでおりましたけれども、以上でございます。単なる質問でございます。

●事務局（久保課長補佐）

申し訳ございません、ここの部分「こども基本法について知っているこどもや大人の割合」ここにつきましても、現状のＲ５年こども 31.6%、大人 56.8%より、増加させようということを目標としておりまして、最終的に何%にという書きぶりにはしていなかったと思います。

●河合委員

そう読めなくもないとは思うのですけれども、ちょっとここがわかりにくいなと思った次第でございます。

●内山部会長

その他どうでしょうか。

●河合委員

よろしいですか。多分、的外れなことをまた申し上げるかもしれませんが、本当に印象で申し訳ありません。計画本文でいくと 10 ページの、「核家族化」の部分でございますが、この部分、わかるのですけれども、「祖父母等から子育てに関する助言や支援」、この「祖父母等」というのは何と申しますか、親世代にとっては親ですよね。孫から見て祖父母。「三世代」というように書かれていますので、わからなくはないのですけれども、“祖父母等の世代から”とかですかね、“世代”とか入れられると。

●内山部会長

新旧対照表だと７ページですね。

●河合委員

はい、新旧対照表だと７ページですね。わからなくはないのですけど、「祖父母」というのは孫にとっての祖父母と言いますか、子育て世代によって育てられて

いるこどもにとっての祖父母。いいのですけれども、子育てに関する助言や支援というのは、やはり、子育てをしている夫婦だったり単身だったりもするでしょうけれども、その上の世代からということだと思うので、わかるのですけれども、ちょっと、「祖父母」って誰に対しての祖父母なのでしょうというように思いました。もう一段上みたいなことも読めなくもない、文脈上「三世代」なのでわかるのですけれど、でも何かちょっと世代、“祖父母世代等から”ですかね。すみません、ちょっとここはわかるようでわからないなと思ったところで、法律の専門家から見てこれが問題ないのであれば問題ないのだろうと思います。すみませんここは、こども目線で書いてあるというところで理解はいたしますが。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

例えば、「三世代（祖父母・現役・こども）」と書けば、三世代のその「祖父母」からの助言等と分かるのでしょうけど、なかなかそれもまどろっこしい書き方になるので、河合先生がおっしゃったとおり、三世代同居している世帯の話をしているので、一つ上の世代からのというように捉えていただくという。

●河合委員

育てられているこどもの、上の上の世代ということですよね。ここ、「核家族」という言葉の定義上はいいのですけれども、そこを考えたときにちょっと苦しいかなというように思いました。

それからもう１つ、細かなことですけどよろしいですか。計画本文で言うと 146 ページ、新旧対照表で言うと 47 ページの、「卒業時に進路希望を設定できない生徒数」のところ、令和５年度の実績が 16 人で、目標事業量が 20 人となっていまして、これまでの生徒数のいろんな要因が組み合わさってだと思いますが、令和２年度が 39 人で令和５年度が 16 人というように減少傾向となってきていますので、令和９年度の目標値が 20 人という風にこの表上は読めるのですけれども、無難なところで 20 人とかなのでしょうか。これ、本当はゼロにしたいところなのだと思いますので、おまけに 16 人という令和５年度の実績があるのに、なぜ 20 人なのかとちょっと思ったところでございます。以前の資料がどうなっていたか、私ちょっと見てきておりませんでしたので、単純に今の資料のこのままでよろしいのでしょうかというところでございます。

ついでにもう１つ申し上げますと、本当に細かくて申し訳ないのですけど、計画本文のやはりこの表のところなのですけれども、目標年次を令和７年度においてあるものが２つくらいあって、そのうちの１つがこれで本当によろしいのかしらと思ったのです。ヤングケアラーへの支援のところですね、計画本文の 145 ページの上から２段目、新旧対照表で 46 ページのところになりますけれど、読み方がよくわかっておりません。令和５年度の受講者数実績が 791 人で、新規か継続かというと

「新規設定」ということになっておりまして、ここは、新規にはならないのではないのかなと思うのですけれどもといったところです。「新規設定」というのは今回新規あるいは令和５年度に新規に設定されたという書き方のところなのかと。

●事務局（坂本課長補佐）

　そうですね、こちら、ケアラーの支援計画に基づいているものを転記したものでして、おっしゃるように「新規」という書き方が正しいのかというところはちょっと確認が必要かと思いますが、数字としてはこの５、６、７年度のものということで考えております。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

　「新規」の書き方が、今回のこども計画の中で初めて指標を設定しました、新しく設定しましたという意味の「新規」の数値だというように読みます。
　先ほどの進路希望の設定については、設定の考え方について改めて確認いたします。

●河合委員

　このヤングケアラーの支援の方ですけれども、もう令和６年度が終わるところでございますので、目標年次を令和７年度に設定をしたままで、新しくということであればもうちょっと先の年度に向けてのという格好になるのではないのかなというように思って、大事な部分かなと思って、ちょっと細かいのですけれども。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

　令和 11 年度にしていなかったのは、来年度、ケアラー支援計画の見直しが入っておりまして、まず７年度までの目標数値を置いたのちに、改めて検討し、設定するということで、すみませんが近々の年度に設定させていただいております。

●河合委員

　そういうご説明が、どこかに何か書かれていたような気もいたします、申し訳ありません。以上でございます。

●内山部会長

その他はどうでしょうか。

●今西委員

本当に些細な部分で、新旧対照表を見ながらふと気付いたのが、「スマホ」と「スマートフォン」という表記、本体の 93 ページ、新旧対照表の 32 ページに、ちょっと私も全部読みきれていないのですが、いろんなところで「スマートフォン」という書き方をしているところで、ここだけ「スマホ」という形で書いてあると、気付いたというところがあったので、すみませんその１点だけちょっとお伝えしておこうと思いました。また他に何か気付いたところがあれば別途お伝えできればと思っています。以上です。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。

●内山部会長

他はいかがでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

結構量が多いですので、また最後に全体通して、お聞きする機会がございますので、そこでまたお聞きしたいと思います。

●河合委員

すみません、あの［資料編］用語の解説は今の部分に含められるのですか。であれば、すいませんちょっと今。

●内山部会長

はい、今お願いします。

●河合委員

用語の解説があって本当にわかりやすくなったと思ったところでございますが、１ページの２つ目「アドボカシー」のところなのですけれども、かぎ括弧付きで「代弁者制度」と書かれてございますが、これはこういう制度にしていくということなのでしょうか。「こどもの声を」と書いてありますので“子どもアドボカシー”のことかなという風には読みとれますけれども。精神科医療のところでこの「代弁者制度」というのが動き出しているかという風に、その表現かどうかは別としましても。ですので、ここもあえて、この用語の解説を、道としてはなさったということなのですかねということでございます。あの、“意見表明等支援”、“子どもアドボケイト”とか、“子どもの意見表明等支援員”とかですかね、“代弁”というのは一部であって、それがメインという風にはならないという考え方があるかと思います。あくまでもこどもが意見を形成や表明するところの支援、で言えば“支援”です。かつ、「アドボカシー」ですので、こどもがじゃあこれを伝えてくださいという、代わりに伝えてくださいというように言われて初めて“代弁”ということになるわけですけれども、「代弁者」と言う言葉が独り歩きしていくのはどうなのかなと、ちょっと懸念を覚えたところでございます。この、部会の担当の内容ではないというのは重々承知の上でございます。今の用語のこれでということであれば、これでなんだというように思います。

それから、２ページ目の「インターンシップ」の解説もこれでよろしいのでしょうか。「生徒に望ましい勤労感や職業感を身に付けさせるため、企業などで行う就業に関わる体験的な学習」。本体部分のところでは表現を変えてくださっていた部分ですので、それと対応させた方がよろしいかなと思った次第です。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。

●内山部会長

ご指摘のあった点については。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、確認いたします。ありがとうございます。

３　報告事項

（１）こどもの権利の周知・擁護について

●内山部会長

　それでは、報告事項（１）のこどもの権利の周知・擁護について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（久保課長補佐）

　引き続き私の方から説明をさせていただきます。
　報告事項にございます、こどもの権利の周知・擁護についてでございますが、先ほど条例の、パブリックコメントの中でも触れさせていただきましたが、こどもの権利の周知・擁護についてですね、たくさんのご意見をいただいているところでございます。資料３になりますが、「１　これまでの主な議論」としまして、こども施策部会の方で、権利の周知や権利の擁護についてご検討を今いただいているところでございます。その中では、権利の周知の部分では、一般の保護者でこどもの権利について知っている人はほぼいないというご意見をいただいて、こどもが分かりやすい周知をしてほしいといったご意見があったところでございます。権利の擁護につきましては、LINE 相談等の窓口だと道が何かできるかもしれない、道内津々浦々できめ細やかに道自身が相談に応じるよりは、まずは権利や相談機関の周知を図るべきではないかというご意見があったところです。また、審議会・部会の以外にも、北海道議会の方でも議論いただいておりまして、権利の周知につきましては、こどもが過ごす学校や幼稚園、保育所等でこどもの権利が浸透していくことが大事ではないかというご意見と、権利の擁護につきましては、道として救済機関又は第三者機関の設置が必要ではないかというご意見をいただいているということでございます。
　先ほども若干お話しさせていただきましたが、現在国の方で、権利擁護につきましては全国の自治体に対して、相談・救済機関の設置・運営状況等の調査を開始しているところでございます。今後につきましては、年度明けにはということで、同調査を進めていくところでございます。また、「（１）権利の周知」につきましては、こどものアクションプランの方で、学校や家庭での学習を念頭に、こども基本法の理念や内容について、小・中・高等学校のこどもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツを作成予定となっているところでございます。
　こういった国の動きやさまざまなご議論を受けまして、「３　道における今後の対応」ですが、上記のとおり、これまでのこども施策部会や議会における議論、また、現在の国の動向等を踏まえ、こどもの権利の周知及び擁護に係る道のあり方などについて、こども施策審議会において、引き続き議論を継続していくこととした

いと、また、こうした議論の状況等については、適宜、各部会と情報共有を行ってまいりたいとしているところでございまして、条例制定後につきましても、ここの権利の部分につきましては、引き続き審議会等々でご議論いただいて、道としてのあり方、どういったものが適切なのかという部分について、ご議論をしていただきたいと考えているところでございます。

以上になります。

●内山部会長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

●原委員

こどもの問題について、結構大変な時期といいますか。かなり深刻であると思うのですよね。こどもの問題全体をきちんと、確認してというところが必要なのではないのか、ぜひお願いしたいと思います。また、こどもが非常に大変な状況にあるなかで、学校の先生たちも、かなり大変なのだろうと、そういう状況に今あるのではないのかな、そこら辺のところもきっちりとやっていただければと思っています。東京の話もありましたが、いろんなところでそういった話も載っていると思うのですよね。やっぱりそこら辺をきちんとしてほしいということ。

それから、国は“こどもまんなか”とよく言われています。それで、私、他の資料を見ていて、国は、一つ一つの施策について、かなり厳しい評価をしている、ただ、きっちりできたものについては国がお金を出してくれるというようなところがあります。これからいかに、きっちりしたものを、国が「これは」と評価できるぐらいのものをきちんと作って、と言ったらおかしいのですが、こどもたちにできるだけのことをするということが、必要じゃないのかな、と思います。この間、“こどもまんなか”という、国の資料があったものですから、これをちょっと見た時に、あれ、国はかなりきっちりやっているな、このようにきっちりやっていれば、道もいろいろなところで、いろいろできるところもあるなと思いました。国のやり方というか、そこもすごいなと思いました。

そして、本当にこどものためにできること、きちんとできることは、ぜひ道の力で、全部を道だけでできるかどうかはわかりませんが、できるだけ、こどものために、というところをお願いしたいです。思うところがいろいろあって、こどもたちも大変な思いをしている、そこを改善していくように是非お願いしたい。国は、結構がんばっているのだなという、しっかりやっていて、よければお金出すよというような姿勢と思います。すみません、そう思って、ちゃんと頑張ってという話です。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

おっしゃったとおり、先ほど報告事項のこどもの権利の周知・擁護というものについてはですね、本当にまあより良きものにしていくという意味を含め、議論を継続して、条例制定後もやっていきたいと思いますし、国も今、こども大綱ができて、こども家庭庁ができてという中で、やり始めて、本当によくやっている、追いつくのも大変なのですけれども、私どもも今回この条例を策定して、計画を作っているということ自体が、北海道、道庁も含めて、先ほどの小野委員の話もありましたけれども、北海道だけでなく社会全体としてやっていこうということのまず旗印と言いますか、そういう条例・計画にしていきたいと思いますので、また見直しながらですけれども、まずはここで、ひとつ条例・計画をスタートさせていければなと思っていますので、また引き続きということで。

●原委員

すみません。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

いえ、ありがとうございました。

●谷渕委員

今のお話と本当に同じなのですけれども、多分こどもの権利については、保護者とか全然何も、いろんなことを知らないですよね。川崎のこども権利条約なんかは、川崎市民自身が誇りに思っていて、こどもも理解していて、こんな風に市に守られているというのをしっかり把握しているのですよね。それに対して、先ほどお話が小野委員からもあったように、やっぱり数値目標ではどうもすごく指標を出しているのに、ソフト面になると、先ほどお話あったように、ぼんやりとされてしまって、そうするとその後の市町村にいって、自治体が、あまりなんかそういうぼんやりだと、どう伝えていいかわからないというのが結構多くありまして、そこは先ほど小野委員からありましたように、もう少しですね、言い方はあれですが攻めていってほしいなと。北海道ってこういう風なことでこどもの権利を守っているよというのを、出していただくと、一般の大人たちも、自信を持って北海道で子育てをしていきたいというようになって、１人でも多く育てていきたいというように出生率も上がっていくのではないかなと思っております。いろんな居場所だとか、あとちょっと追加で、パブリックコメントの中に「ハグクム」というのが道で作られている、ホームページがありますということで、私、実は知らなくて、見ていたのですけど、ああなんかもっと充実すれば良いのになあ、というような内容だったのですよね。道で作っているもの、たくさんいろんな機関がありますけれども、この中でこれだけがちょっとみんな知っているなあ、というぐらいだったのですよね。もう少し民間施設と関わりながら、より良いものがあれば、困った人が見つけられる

という風になっていくので、もう少しいろんなところで頑張って欲しいなというのが、保護者の意見としてあります。困っている人は、自治体に行けば、答えが見つかる。道の、こういうものを見ていたら実施に繋がる。そういうような権利条約の方に、こういったことが周知にしても、うまくいったらいいなという願いもあります。よろしくお願いします。

●内山部会長

その他いかがでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

では先にすすませていただきたいと思います。

（２）北海道青少年健全育成条例の見直し等について

●内山部会長

報告事項（２）北海道青少年健全育成条例の見直し等について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

●事務局（大森係長）

子ども家庭支援課の大森です。説明をさせていただきます。

資料４－１をご覧ください。北海道青少年健全育成条例の見直し等についてご説明いたします。まず、法改正等に伴いまして、青少年健全育成条例の規定の整備を行い、昨年の 12 月 27 日に公布されましたので、ご報告をいたします。改正の概要については、記載のとおり、いわゆる「プロバイダ責任制限法」の改正などに伴い、規定の整備を行いました。

資料４－２の新旧対照表をご覧ください。青少年条例の第 30 条の第３項にありますとおり、プロバイダ責任制限法の正式名称である「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」という名称が「特定電気通

信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に変更となったこと、そして、法律第２条第３号が第２条第４号に条項ずれしたことに対応をいたしました。
　また、併せて、第 36 条に規定された「少年警察補導員」につきまして、令和６年４月１日付けで「少年育成専門官」へと職名が変更になったことに伴いまして、「少年の補導に関する事務に従事する警察職員」といった表現に改正を行いました。今後、この職名がどのように変わっても、条例改正を行わなくて済むように、文書課というところと相談して、このような表現にしています。
　先ほど申し上げましたとおり、12 月 27 日に条例は公布をされましたが、法改正の施行日が、後日、政令で定めることとされています。まだ政令が出ていないので、条例第 30 条第３項の改正については、別途、政令に併せて施行日を定める規則を発出する予定としております。

　次に、条例附則第２項に基づく取扱いについて、ご説明をいたします。
　資料５－１をご覧ください。青少年条例の附則第２項では、５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しを検討することを規定しています。資料５－２にありますとおり、これまで、５年ごとの条例改正のほか、12/27 に公布しました条例改正も含めて、必要に応じて所要の改正を行ってきています。近年の法改正の状況等につきましては、資料５－１の項目２にありますとおり、刑法等の一部改正や大麻取締法等の一部改正がありますが、この後、ご説明する法改正の趣旨ですとか、検討結果のとおり、今回、条例の大きな見直しは行わず、引き続き、法令改正や他都府県の条例改正の動向等を注視して、必要に応じて見直しを検討することといたします。

　それでは、法改正の趣旨や検討結果について、石井からご説明をいたします。

●事務局（石井主事）

　子ども家庭支援課の石井です。それでは、資料に沿って、法改正の趣旨及びそれに伴って条例の見直しの検討を行った内容についてご説明差し上げます。

　初めに、刑法改正について、資料５－３をご覧ください。令和５年の刑法改正においては、主にこれらの５つのポイントについて見直されました。このうち、【２】と【３】の見直しにより、条例と刑法の関係に変化が生じたことから、道の法制業務を所管する文書課と、運用に関わる北海道警察本部生活安全部少年課に相談の上、検討を行いました。
　資料５－４をご覧ください。まず性交同意年齢の引き上げについて、法改正前の「強制わいせつ」及び「強制性交等」では、いかなる場合においても規制の対象となっていたのは、13 歳未満の者に対する行為であったところ、法改正後の「不同意わいせつ」及び「不同意性交」では、その年齢が 16 歳に引き上げられました。ただし、13 歳以上の者に対しての行為は、行為を行った者が５歳以上年長である場合に限っています。このことに対して、従来より条例では 18 歳未満の者に対する行為を

規制しており、法改正を受けて刑法の適用範囲が広がったことから実質的には条例の範囲は狭まったのですけれども、引き続き、刑法が適用されない部分の規制が必要であることから、現行の規定による規制を条例では継続することとしました。
　次に、法改正により新たに設置された面会要求等についてですが、刑法第 182 条のうち、第１項が面会要求、第２項は実際に面会した場合の加重処罰であり、第３項が映像送信の要求となっております。うち、面会要求については、先ほどの性交同意年齢の件と同様に、刑法の範囲外である 16 歳以上 18 歳未満の者に対する要求ですとか、13 歳以上 16 歳未満の者に対する年齢差が５歳未満の場合の要求、例えば 15 歳の者に対して 19 歳が要求した場合、といった時などを条例で規制するということも検討いたしましたが、面会要求罪の成立には行為者の内心面が大きな要素となり得ることから、規制するにあたっては慎重な判断が必要であり、資料に記載のとおり、全国的に面会要求の規制に向けて条例を改正する機運が醸成されていない等の理由から、現時点での改正は行わないこととしました。
　一方、映像送信要求については、刑法では新設されたものの、条例においては従来から規制しており、刑法とは矛盾せず、より広い範囲を対象としていることから、性交同意年齢の件と同様に、今後は刑法が適用されない部分を規制するものとして、条例改正はせずに規制を継続していくこととしました。

　つづきまして、大麻取締法等の一部改正について、資料５－５をご覧ください。こちらについては、主に大麻に関する規定の整備となっており、この中で、「大麻」が「麻薬」という文言の定義の内に含まれることとなりました。
　資料５－６をご覧いただければわかるとおり、条例においても「大麻」という文言を用いており、「麻薬」という文言と内容が重複していることから、「麻薬」に統合することを検討いたしましたが、風営法においては引き続き「大麻」と「麻薬」の文言が併記されているほか、「大麻草の栽培の規制に関する法律」にも「大麻」の定義が残るなど、「大麻」という文言が消えたわけではないということと、一般的に「大麻」という名称が浸透しており、「大麻」の文言を消すことによって大麻が規制の対象外となったような誤解を生じかねないということから、こちらも文書課などに相談の上、直ちに条例改正は行わないこととしました。

　説明は以上です。

●内山部会長

　ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

●一同

　（発言なし）

●内山部会長

基本的には法改正に基づいて条例の内容を整えたという感じですね。

では、最後に議事を通じて、ご意見・ご質問があればお願いいたします。今までの議事で、審議事項について文の量も多かったですので、今気づいたとか、聞き足りなかったご意見などもありましたら

●今西委員

すみません、退出する関係上先に発言させていただきたいと思います。

先ほど河合委員の方からもありました、用語の説明の部分の資料２－５ですけれども、１つ「アドボカシー」のお話もありました。私も今アドボカシーセンター関係にちょっと関与していることもあるので、多分、意見形成と意見の表明を整えなければいけないというところでいろいろ啓発している中で、この「アドボカシー」の表記だけでいくと、誤解を招いてしまう可能性があるので、やはりこどもの権利というところで今回かなり大きく条例の部分いじっているところもありますので、ここをもう少し膨らませた形の表記をして、わかりやすいように伝えていくというところが１つ大事かなと思っておりましたので、このあたりの改変、改定をお願いできればと思っております。

あと２ページ目の「園内研修」のところで、ちょっと中身の部分の本体を見られていないのであれですが、この「幼児教育施設」でいくとこれは“保育”が下手すると入ってこないのかなと思ったりもしたところでした。もし“保育”が入るのであれば“幼児教育・保育施設”になるのかなと思ったところもあるのですが、もし私の誤解であれば、ちょっとこの辺が間違いかなとは思ったのですけれども、確認をしていただければと思っております。

すみません、立て続けに、３ページ目の「家庭的養護」で、他の部会で指摘はあると思うのですが、「家庭的養護」の部分に「里親」が入っていると思うのですけれども、このまま行くと誤解を招いてしまうのかなとふと思ったところで、主に“家庭養育”と“家庭養護”、“施設養護”というような形のところの部分で、結構“養護”と“養育”がいろいろ出てくるので、主に“家庭養護”というところでいくと里親さんが入ってきているような形だと思うのですが、「家庭的養護」というところでいくと、施設の、いわゆる小規模化、グループケア化に伴っていくので、どちらかというとそちらの方の表記に寄せていかなければ、もしかすると誤解を招くのかなと思ったのですが、このあたり他の部会でお話が出ていればいいかなと思っております。

立て続けにですが、３ページの一番下の「権利ノート」なのですが、施設入所限定でこれ書かれていると思うのですけど、多分、児童相談所が関わると思いますの

で、里親さんのところに行くこどもにも、「権利ノート」の説明はある程度されていると思います。また、ただ「渡す」だけではなくて、“説明をして渡す”という形の方が、変に道民の方に誤解を、ただ渡すだけなのかとも起きないかなと思いますので、しっかりと児童相談所の方が説明をされて、渡していますよというような形が、非常に、こどもの権利を守っているという姿勢にも繋がるかなと思って読ませていただいておりました。

あと他は、来たばかりのものでまだ見られていないところもあるのですが、もし何かあればというところで、今度またメールか何かで、気づいたものがあれば検討したいと思います。すみません、以上となります。

●内山部会長

これは事務局の方で。

●事務局（坂本課長補佐）

はい。

●河合委員

今の繋がりで、すみません、「アドボカシー」のところ実は先ほど時間なくて言えなかったのですけど、“こどもの権利擁護”というようなことをちょっと入れるといいのかなという風に思いました。すでにお話あったところですけれども。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。

～　今西委員退席：以下、出席９名での進行　～

●津村委員

全体を通して、感想を含めて２、３点お話したいなと思いまして、先ほども道民からの意見なんかにもありますように、法的な相談の公的な窓口の設置の要望が多かったというのもありますし、前の部会でもお話があったと思うのですけども、やはり、気軽に身近で相談できる場所、そして人、というのが、できるだけ道内のい

ろんなところにいらっしゃれば、そういった意味では、かなりこどもたちがいろんな悩みを持っているときに伝えやすいのかなと。

今回の計画案の中には、前回の計画の中で、達成率とか、いろいろ載っている中、1点だけ、地域と関わるというところだけに関してちょっとお話をさせていただければなと思うのですけども。今日、用語のやつもいただいて、細かい用語の解説なんかもわかりまして、前回の計画でいろいろ、細かく、目標を立てていらっしゃるところに、いろんな「せわずき・せわやき隊」とか、放課後児童何とかという、そういうのもあるというのを、あまり私も細かくは知らなかったのですけれども、計画本文の45ページを見ると、やはり達成率というのはかなり低くて、ただ細かい市町村、小さな街に行けばこういう組織が、あるようでないというような形で、市町村レベルでいけば、達成率は低いけれども、設置箇所自体は多い可能性はあるので、ちょっと一概には言えないと思うのですけども。こうした地域で関わって子育て支援するというのが、93ページですかね、地域で子育て支援をということで、前回の計画で今も取り組んでいらっしゃるいろんなことが行われていると思うのですけれども、基本的にはそういったことの充実と、そこに関わって地域の力というのはやはり、当然、これにも重要性を書かれているので、地域の力というのはすごく大切で重要なことで、それを支えるのはその地域の人だと思うのですよね。なので、その地域のそういった活動に関わられる方が、用語でも何か書いてあったのですけど、何とか委員とかですね、そういった方達を育てる、サポートする、そういうような公的な予算づけというのを、もう一度考えていただけると良いのかなと。地域の細かいところから、そういった、目立たないけど、小さく、いろいろ活動していらっしゃる人たちをどんどん増やすという意味で、そういう人たちを生み育てるという施策みたいなのを、どこかに書いてあるのかもしれませんけれども、ちょっと意識してやっていただければなと。

地域だけにかかったことを喋らせていただいたのですけども、全体的には道や自治体、公的機関が、こどもたちの権利を守るということで、いろんなことを取り組まれるということがかなり大きなところを占めると思うのですけれども、やはりそういう方たちを育てて増やすというところにも、目を向けていただければなと思いました。以上です。

●内山部会長

その他、いかがでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

ないようでしたら、他に事務局から説明事項はございますでしょうか。

●事務局（坂本課長補佐）

次回の部会につきましては、来年度に入りましてから改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願いします。

●内山部会長

これで、本日予定の議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

４　閉会

●事務局（野邊虐待防止対策担当課長）

内山部会長、河合副部会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

本日いただいたご意見につきましては、用語の関係を含めて、持ち帰って精査等したいと思っております。今後の施策への反映を検討して参りますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

●事務局（坂本課長補佐）

以上をもちまして、令和６年度第４回次世代成育支援部会を終了いたします。本日は、ご出席をいただき、長時間にわたり誠にありがとうございました。

以　上